2026 年 9 月改正版

意見書の提出について

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行はできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日を快適に生活できるよう、下記の感染症につきまして登園に関する医師の意見書の提出をお願いします。

	病　　名	登園のめやす
1	新型コロナウイルス感染症	発症後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで（症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること）
2	インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ解熱した後３日間
3	百日咳	特有の咳が消失するまで
4	麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
5	おたふくかぜ	耳下腺の腫脹が消失するまで
6	風疹	発疹が消失するまで
7	水痘	すべての発疹が、痂皮化するまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後２日を経過するまで
9	結核	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
10	O-１５７	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
11	流行性角結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
12	急性出血性結膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
13	ＲＳウイルス	医師によって感染の恐れがないと認められるまで
14	ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウィルス等）	医師によって感染の恐れがないと認められるまで

「感染の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」「学校保健法施行規則」の「幼稚園・保育園においてよくみられる感染症の登園、休園基準」を基に、上記の基準を定めています。
○上記以外の感染症（溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・ヘルパンギーナ等）につきましては意見書の必要はありませんが、医師と相談のうえ、子どもの健康回復状態が、集団での園生活が可能な状態となってから登園する様配慮をお願いいたします。

―――――――――― き り と り ――――――――――

意　見　書

提出先	かほるこども園・園長殿
園児氏名	
病　名	「　　」
登園可能日	月　　日から登園可能と認めます。　　年　　月　　日
医療機関名・医師名	医療機関名： 医師名：　　印 または サイン